

各医療機関の長 様

広島市長 松井 一實
(健康福祉局健康推進課)

令和7年度インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症定期接種について

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

令和7年度におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症定期接種について、下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

記

1 対象者

- (1) 接種日時時点で65歳以上の方
- (2) 接種日時時点で60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その障害が身体障害者手帳1級相当である方
(※対象者以外の方は任意接種となり、全額自己負担となります。)
(※带状疱疹ワクチンの対象者と異なりますので、御注意ください。)

2 接種回数

1回(※2回目以降の接種は、任意接種となります。)

3 実施時期

令和7年10月15日(水)から令和8年1月31日(土)まで

なお、接種を希望する方が12月中旬までに接種を受けることができるよう、御配慮ください。

(※実施期間外の接種は、任意接種となります。)

4 自己負担金

- (1) インフルエンザ
1,600円
- (2) 新型コロナウイルス感染症
11,800円

5 自己負担金免除対象者(「1 対象者」に限る。)

1の対象者のうち、次の(1)、(2)に該当する方は、自己負担金免除対象者です。

- (1) 生活保護世帯に属する方
- (2) 市民税の所得割非課税世帯に属する方

6 接種方法等

本市が作成した接種券付き予診票(医療機関設置)を使用して接種します。

広島市外(安芸郡を除く)で接種する場合は、事前に保健センターでの手続きが必要です。

【添付書類】

- ・インフルエンザ定期接種についての注意事項
- ・新型コロナウイルス感染症定期接種についての注意事項

令和7年度 インフルエンザ定期接種についての注意事項

1 対象者

- (1) 接種日時時点で65歳以上の方
- (2) 接種日時時点で60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その障害が身体障害者手帳1級相当である方

接種日に対象年齢に達していることが条件です。また、接種時に広島市内に住民登録している必要がありますので、生年月日、住所をマイナンバーカード等で確認してください。

(※民法上、2月1日に出生した方の年齢は、誕生日前日の1月31日に加算されます。)

(※対象者以外の方は、任意接種となります。この場合、全額自己負担となりますので御注意ください。)

(2)の該当者について (※带状疱疹ワクチンの対象と異なりますので、ご注意ください。)

- ・ 身体障害者手帳1級所持者又は同程度の障害を有する方であり、判断の基準は、別添1「60歳から64歳の方でインフルエンザ定期接種に該当する方の判断基準」のとおりです。視覚、聴覚、肢体不自由等の身体障害者1級相当の方は対象者に含まれません。
- ・ 該当者であることを確認するために、1級の身体障害者手帳を有する方についてはその写し、1級相当の方については、診断書又は別添2「予防接種法施行規則該当者確認書」に記入押印の上、委託料請求の際に接種券(甲)に添付してください。

2 接種回数

1回

(※2回目以降を接種する場合は、任意接種となりますので、本市の接種券付き予診票を使用しないでください。)

3 実施期間

令和7年10月15日(水)から令和8年1月31日(土)

(※実施期間外(令和7年10月14日以前及び令和8年2月1日以降)における接種は、任意接種となります。)

4 自己負担金

1,600円

(※接種時に医療機関の窓口で自己負担金を徴収してください。)

(※「5 自己負担金免除対象者」については、全額公費負担となります。)

5 自己負担金免除対象者(「1 対象者」に限る。)

自己負担金免除となるのは、生活保護世帯または市民税の所得割非課税世帯に属する方です。

自己負担金を免除するためには、接種時に自己負担金免除対象者であることを確認する必要があります。確認書類は、別添3「自己負担金免除対象者の確認書類」のとおりです。

なお、徴収後、広島市から返還することはできません。

6 接種委託料

接種委託料は、医師会との委託契約に基づき、月ごとにまとめて請求していただくことにより、広島市から医療機関へ振り込まさせていただきます。

- (1) 一般：3,856円
- (2) 免除者：5,456円
- (3) 予診のみ：3,289円

7 接種券付き予診票の取扱い

右側が予診票、左側が説明書及び接種券です。記入もれがないよう、必要事項は必ず全て記入してください。

(1) 予診票について

ア 医療機関所在地及び名称はゴム印で構いません。医師記入欄については、医師の署名又は記名押印（氏名印＋認印）をしてください。

イ 接種にあたっては、接種日当日、医師の診察の後に本人が接種に同意し、確認書に署名することが必要です。本人の意思確認が困難な場合は、家族の方やかかりつけ医の協力を得て本人の意思確認を行ってください。また、本人が自署できない場合は、家族の方が本人の同意を得て署名し、代筆者記載事項に代筆者の氏名及び続柄を記載してもらってください。本人の意思確認ができない場合は、任意接種となります。

ウ 確認書への署名は、医療機関が個人情報を含んだ予診票を広島市へ提出することへの同意の確認も含みますので、被接種者の体調により接種を見合わせた場合も、署名が必要です。

(2) 接種券について

ア インフルエンザ接種券（甲）（以下「接種券（甲）」という。）は、接種委託料の請求用です。ミシン目から切り離して医療機関で回収してください。医療機関コード以下の部分については、ゴム印でかまいません。医師の押印は必要ありません。

イ インフルエンザ接種券（乙）（以下「接種券（乙）」という。）は、予防接種済証となります。必要事項を記載するとともに、ワクチンのロット番号シールを貼付して、説明書とともに被接種者に渡して、大切に保管するように伝えてください。

8 接種委託料の請求方法

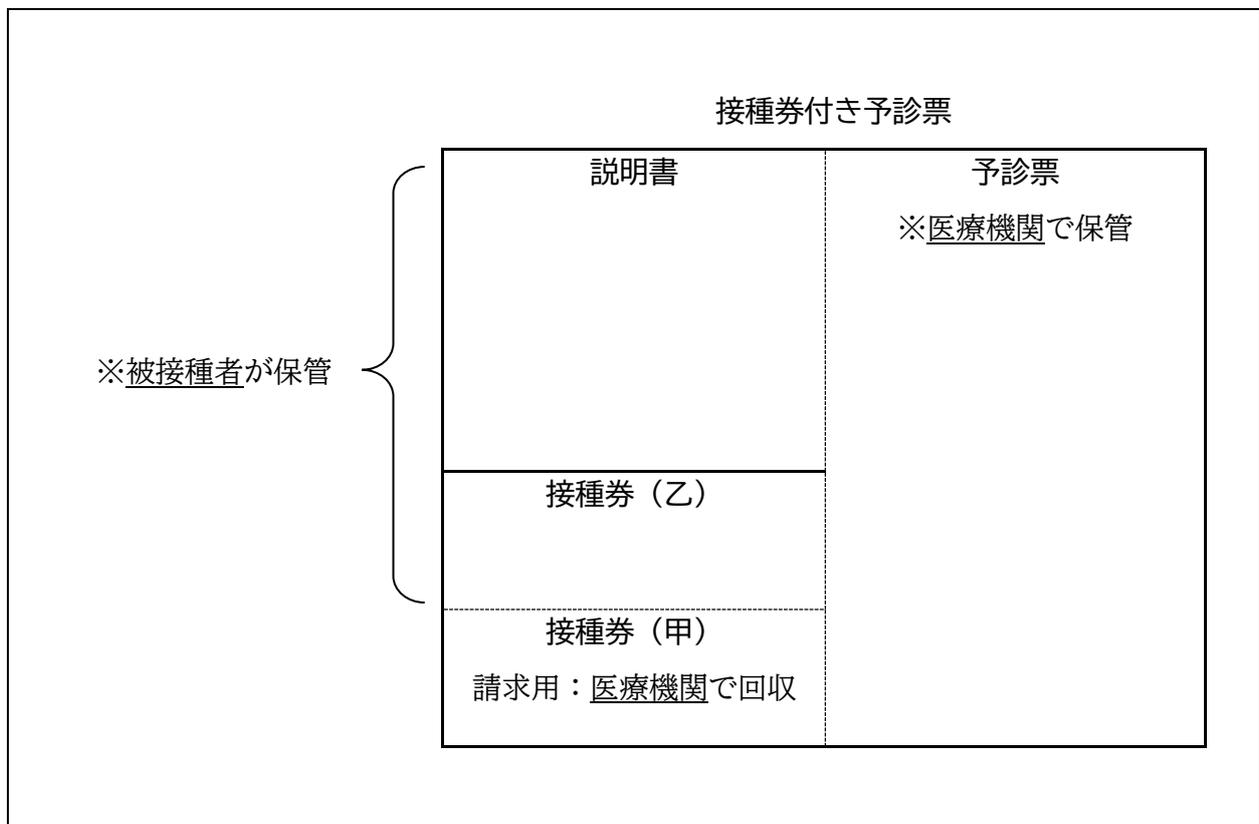
- ・接種券（甲）を「65歳以上・一般」、「65歳以上・免除」、「60～64歳・一般」、「60～64歳・免除」の4区分に分けて請求してください。
- ・自己負担金免除対象者については、接種券（甲）左下の確認書類のうち、該当するものに○をしてください。誤って免除者分を一般分として請求している場合があるため、一般分と免除者分を正しく分けて請求してください。市民税の所得割非課税世帯に属する方の場合は、代用となる書類（オンライン資格確認を含む。）で確認しても、「2. 市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書」に○をしてください。確認した書類の写しを添付していただく必要はありません。
- ・医療機関所在地、名称、接種医師氏名欄は全ての接種券に記入してください。
- ・請求時には、接種券（甲）の必要事項全てがはっきりと記載されていることを確認してください。
- ・被接種者の体調により接種を見合わせた場合は、医療機関コードを予診票の右上に記載し、予診票の写しを提出してください。ただし、同日に保険診療を行った場合は予診のみの請求はできません。また、予診票の裏面には被接種者の署名欄がありますので、請求時には、予診票の裏面の写しも添付してください。
- ・60歳から64歳の方の場合は、該当者であることを確認するため、身体障害者手帳1級をお持ちの方はその写し、そうでない方は診断書又は別添2「予防接種法施行規則該当者確認書」を添付してください。
- ・請求期間は、11月から4月提出分となります。

間違いやすい事項

- ・60歳未満など前記「1対象者」以外の方は、任意接種（全額自己負担）となります。
- ・自己負担金が免除になるのは、前記「1対象者」のうち、前記「5自己負担金免除対象者」に該当する方のみです。
- ・身体障害者手帳は、60歳～64歳の方が定期接種の対象者に該当するかどうか確認するためのもので、自己負担金免除の確認書類とはなりません。別添3「自己負担金免除対象者の確認書類」がなければ、自己負担金が必要です。

9 医師会が行う業務

- (1) 業務に必要な帳票を医療機関へ配付する。
- (2) 広島市に委託料を請求するに当たり、以下の請求取りまとめ業務を行う。
 - ア 毎月、業務を実施した医療機関（以下「実施医療機関」という。）から、業務で使用した帳票及び請求件数を記載した書面の提出を受ける。
 - イ 実施医療機関から提出された帳票枚数と請求件数が合っていることを確認する。
 - ウ 帳票を区分ごとに仕分けし、まとめた上で広島市へ提出する。また、請求件数を記載した書面を広島市へ提出する。
 - エ 実施医療機関からの請求件数を合算し、広島市の指定する請求書を作成し、広島市へ提出する。
- (3) 不備等により広島市から返戻された帳票を実施医療機関へ送付する。
- (4) 広島市が作成した振込明細書を実施医療機関へ送付する。



60歳から64歳の方でインフルエンザ定期接種に該当する方の判断基準

1 心臓機能障害

- (1) 次のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返しアダムスストークス発作が起こるもの。
- ア 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの
 - イ 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
 - ウ 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - エ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - オ 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
 - カ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
 - キ 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの
 - ク 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導（ただしV₁を除く。）のいずれかのTが逆転した所見があるもの
- (2) ペースメーカーを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの。

2 腎臓機能障害

腎臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランス値が10mL/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dL以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。

3 呼吸器機能障害

予測肺活量1秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため予測肺活量1秒率の測定ができないもの、予測肺活量1秒率が20以下のもの又は動脈血O₂分圧が50Torr以下のもの。

予測肺活量1秒率とは、1秒量（最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長で正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

4 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの。

- (1) CD4陽性Tリンパ球数が200/μL以下で、次の項目（ア～シ）のうち6項目以上が認められるもの。
- ア 白血球数について3,000/μL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - イ Hb量について男性12g/dL未満、女性11g/dL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - ウ 血小板数について10万/μL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - エ ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/mL以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - オ 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
 - カ 健常時に比し10%以上の体重減少がある
 - キ 月に7日以上不定の発熱（38℃以上）が2か月以上続く
 - ク 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
 - ケ 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - コ 口腔内カンジダ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
 - サ 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - シ 軽作業を越える作業の回避が必要である
- (2) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。

予防接種法施行規則該当者確認書（インフルエンザ定期接種用）

| | | | | | | |
|------|-----|---|---|----|------|-----|
| 住所 | 広島市 | 区 | 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 氏名 | | | | | 性別 | 男・女 |
| 生年月日 | 昭和 | 年 | 月 | 日生 | （満歳） | |

上記の者については、下記の症状があるため、60歳～64歳のインフルエンザ定期接種の該当者と認めます。（該当する番号に○）

医療機関所在地

医療機関名称

医師氏名

⑩

（所在地、名称、氏名についてはゴム印でかまいませんが、必ず押印してください。）

1 心臓機能障害

- (1) 次のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自身身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返しアダムスストークス発作が起こるもの
- ア 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの
 - イ 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
 - ウ 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - エ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - オ 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
 - カ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
 - キ 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの
 - ク 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導(ただしV₁を除く。)のいずれかのTが逆転した所見があるもの
- (2) ペースメーカーを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの

2 腎臓機能障害

腎臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10mL/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0 mg/dL以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの

3 呼吸器機能障害

予測肺活量1秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの呼吸障害のため予測肺活量1秒率の測定ができないもの、予測肺活量1秒率が20以下のもの又は動脈血O₂分圧が50Torr以下のもの。

予測肺活量1秒率とは、1秒量(最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量)の予測肺活量(性別、年齢、身長で正常ならば当然あると予測される肺活量の値)に対する百分率である。

4 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの

- (1) CD4陽性Tリンパ球数が200/μL以下で、次の項目(ア～シ)のうち6項目以上が認められるもの。
- ア 白血球数について3,000/μL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - イ Hb量について男性12g/dL未満、女性11g/dL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - ウ 血小板数について10万/μL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - エ ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/mL以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - オ 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
 - カ 健常時に比し10%以上の体重減少がある
 - キ 月に7日以上不定の発熱(38℃以上)が2か月以上続く
 - ク 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
 - ケ 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - コ 口腔内カンジダ症(頻回に繰り返すもの)、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症(頻回に繰り返すもの)、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
 - サ 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - シ 軽作業を越える作業の回避が必要である
- (2) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの

自己負担金免除対象者の確認書類

1 自己負担金免除対象者

- (1) 生活保護世帯に属する方
- (2) 市民税の所得割非課税世帯に属する方
(住民票上の世帯全員が市民税の所得割が非課税であること)

2 確認書類

| 区分 | | 確認書類 | |
|-----|----------------------------------|------|--|
| (1) | 生活保護世帯に属する方 | A | 被保護者証明書（夜間・休日等受診用）【空色】 |
| (2) | 市民税の所得割非課税世帯に属する方 (右のいずれかの書類) | B | 市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書 (世帯全員分が必要) |
| | | C | 介護保険料納入通知書【薄い水色】 ※所得段階が第1～3段階のもので、令和7年8月1日以降に送付されたもの。所得段階が第4段階以上の場合には他の書類を使用してください。 ※自己負担金免除確認書類としての再発行はできませんので、紛失等された場合は他の書類を使用してください。 |
| | | D | 後期高齢者医療資格確認書【橙色】 ※適用区分の欄に「区Ⅰ」または「区Ⅱ」の記載があるものに限ります（自己負担限度額等の適用区分は、任意記載事項であるため、被保険者からの申請がない場合、記載がありません。任意記載事項の記載された資格確認書の交付を受けるには、お住まいの区福祉課へ申請が必要です。）。 ○オンライン資格確認により、上記について確認が可能です。 被接種者の自己負担限度額の区分が「低所得者Ⅰ（区Ⅰ）」または「低所得者Ⅱ（区Ⅱ）」である場合は、自己負担金免除者として取り扱うことができます。 |
| | | E | 介護保険特定負担限度額認定証【ピンク色】 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証) |
| | | F | 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証【オレンジ色】 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証) |
| | | G | 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証【空色】 |
| | | H | 中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証【白色】 |

※身体障害者手帳は、60歳から64歳の方で定期接種対象者に該当するかどうか確認するためのものであり、自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。

※国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証は、同一世帯に世帯主及び国民健康保険加入者以外の課税者がいる可能性があるため、自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。

※後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は、新規発行が終了し、発行済の認定証は有効期限が最長で令和7年7月31日までのため、令和7年8月1日以降は自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。

令和7年度 新型コロナウイルス感染症定期接種についての注意事項

1 対象者

- (1) 接種日時時点で65歳以上の方
- (2) 接種日時時点で60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その障害が身体障害者手帳1級相当である方

接種日に対象年齢に達していることが条件です。また、接種時に広島市内に住民登録している必要がありますので、生年月日、住所をマイナンバーカード等で確認してください。

(※民法上、2月1日に出生した方の年齢は、誕生日前日の1月31日に加算されます。)

(※対象者以外の方は、任意接種となります。この場合、全額自己負担となりますので御注意ください。)

(2)の該当者について (※带状疱疹ワクチンの対象と異なりますので、ご注意ください。)

- ・ 身体障害者手帳1級所持者又は同程度の障害を有する方であり、判断の基準は、別添1「60歳から64歳の方で新型コロナウイルス感染症定期接種に該当する方の判断基準」のとおりです。視覚、聴覚、肢体不自由等の身体障害者1級相当の方は対象者に含まれません。
- ・ 該当者であることを確認するために、1級の身体障害者手帳を有する方についてはその写し、1級相当の方については、診断書又は別添2「予防接種法施行規則該当者確認書」に記入押印の上、委託料請求の際に接種券(甲)に添付してください。

2 接種回数

1回

(※2回目以降を接種する場合は、任意接種となりますので、本市の接種券付き予診票を使用しないでください。)

3 実施期間

令和7年10月15日(水)から令和8年1月31日(土)

(※実施期間外(令和7年10月14日以前及び令和8年2月1日以降)における接種は、任意接種となります。)

4 自己負担金

11,800円

(※接種時に医療機関の窓口で自己負担金を徴収してください。)

(※「5 自己負担金免除対象者」については、全額公費負担となります。)

5 自己負担金免除対象者(「1 対象者」に限る。)

自己負担金免除となるのは、生活保護世帯または市民税の所得割非課税世帯に属する方です。

自己負担金を免除するためには、接種時に自己負担金免除対象者であることを確認する必要があります。確認書類は、別添3「自己負担金免除対象者の確認書類」のとおりです。

なお、徴収後、広島市から返還することはできません。

6 接種委託料

接種委託料は、医師会との委託契約に基づき、月ごとにまとめて請求していただくことにより、広島市から医療機関へ振り込まさせていただきます。

- (1) 一般： 3,806円
- (2) 免除者： 15,606円
- (3) 予診のみ： 3,289円

7 接種券付き予診票の取扱い

右側が予診票、左側が説明書及び接種券です。記入もれがないよう、必要事項は必ず全て記入してください。

(1) 予診票について

ア 医療機関所在地及び名称はゴム印で構いません。医師記入欄については、医師の署名又は記名押印（氏名印＋認印）をしてください。

イ 接種にあたっては、接種日当日、医師の診察の後に本人が接種に同意し、確認書に署名することが必要です。本人の意思確認が困難な場合は、家族の方やかかりつけ医の協力を得て本人の意思確認を行ってください。また、本人が自署できない場合は、家族の方が本人の同意を得て署名し、代筆者記載事項に代筆者の氏名及び続柄を記載してもらってください。本人の意思確認ができない場合は、任意接種となります。

ウ 確認書への署名は、医療機関が個人情報を含んだ予診票を広島市へ提出することへの同意の確認も含まれますので、被接種者の体調により接種を見合わせた場合も、署名が必要です。

(2) 接種券について

ア 新型コロナウイルス感染症接種券（甲）（以下「接種券（甲）」という。）は、接種委託料の請求用です。ミシン目から切り離して医療機関で回収してください。医療機関コード以下の部分については、ゴム印でかまいません。医師の押印は必要ありません。

イ 新型コロナウイルス感染症接種券（乙）（以下「接種券（乙）」という。）は、予防接種済証となります。必要事項を記載するとともに、ワクチンのロット番号シールを貼付して、説明書とともに被接種者に渡して、大切に保管するように伝えてください。

8 接種委託料の請求方法

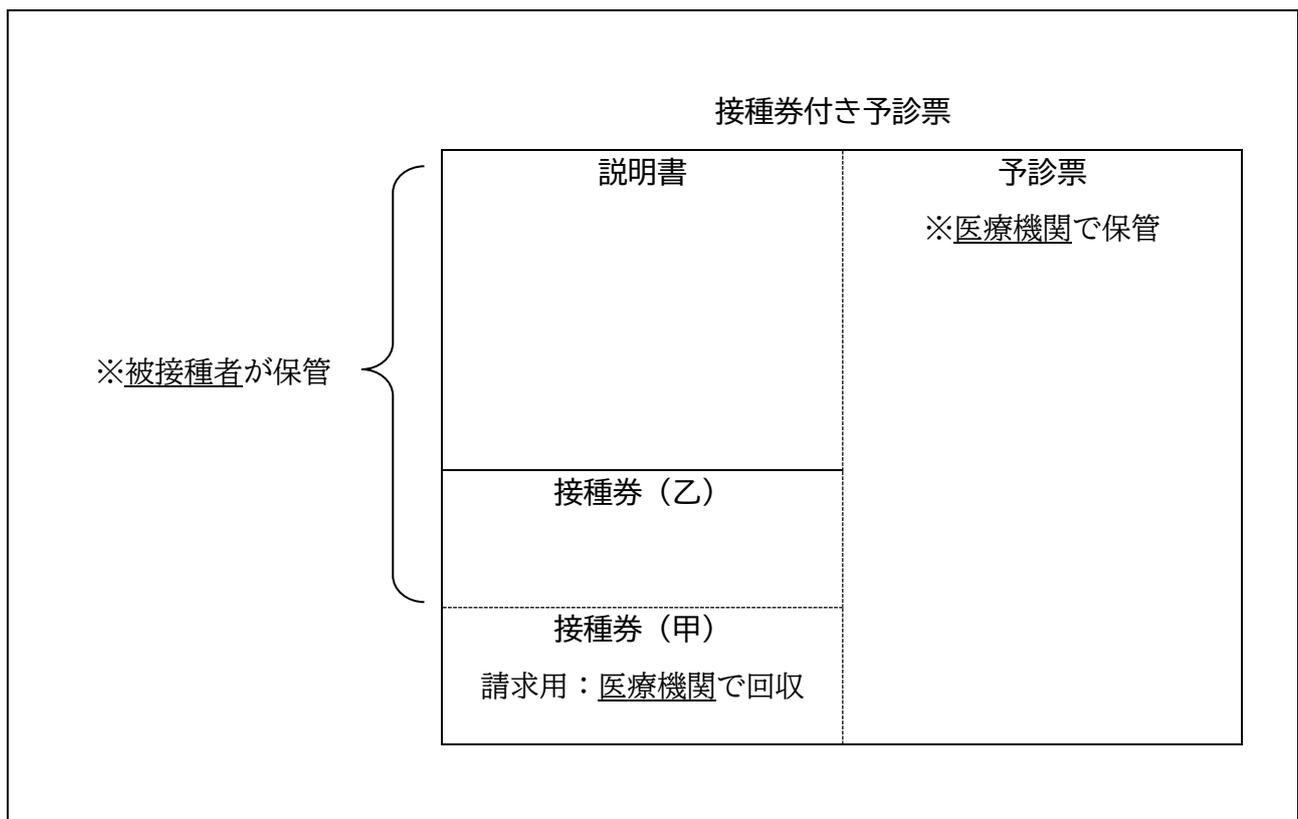
- ・接種券（甲）を「65歳以上・一般」、「65歳以上・免除」、「60～64歳・一般」、「60～64歳・免除」の4区分に分けて請求してください。
- ・自己負担金免除対象者については、接種券（甲）左下の確認書類のうち、該当するものに○をしてください。誤って免除者分を一般分として請求している場合があるため、一般分と免除者分を正しく分けて請求してください。市民税の所得割非課税世帯に属する方の場合は、代用となる書類（オンライン資格確認を含む。）で確認しても、「2. 市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書」に○をしてください。確認した書類の写しを添付していただく必要はありません。
- ・医療機関所在地、名称、接種医師氏名欄は全ての接種券に記入してください。
- ・請求時には、接種券（甲）の必要事項全てがはっきりと記載されていることを確認してください。
- ・被接種者の体調により接種を見合わせた場合は、医療機関コードを予診票の右上に記載し、予診票の写しを提出してください。ただし、同日に保険診療を行った場合は予診のみの請求はできません。また、予診票の裏面には被接種者の署名欄がありますので、請求時には、予診票の裏面の写しも添付してください。
- ・60歳から64歳の方の場合は、該当者であることを確認するため、身体障害者手帳1級をお持ちの方はその写し、そうでない方は診断書又は別添2「予防接種法施行規則該当者確認書」を添付してください。
- ・請求期間は、11月から4月提出分となります。

| |
|----------|
| 間違いやすい事項 |
|----------|

- ・ 60歳未満など前記「1対象者」以外の方は、任意接種（全額自己負担）となります。
- ・ 自己負担金が免除になるのは、前記「1対象者」のうち、前記「5自己負担金免除対象者」に該当する方のみです。
- ・ 身体障害者手帳は、60歳～64歳の方が定期接種の対象者に該当するかどうか確認するためのもので、自己負担金免除の確認書類とはなりません。別添3「自己負担金免除対象者の確認書類」がなければ、自己負担金が必要です。

9 医師会が行う業務

- (1) 業務に必要な帳票を医療機関へ配付する。
- (2) 広島市に委託料を請求するに当たり、以下の請求取りまとめ業務を行う。
 - ア 毎月、業務を実施した医療機関（以下「実施医療機関」という。）から、業務で使用した帳票及び請求件数を記載した書面の提出を受ける。
 - イ 実施医療機関から提出された帳票枚数と請求件数が合っていることを確認する。
 - ウ 帳票を区分ごとに仕分けし、まとめた上で広島市へ提出する。また、請求件数を記載した書面を広島市へ提出する。
 - エ 実施医療機関からの請求件数を合算し、広島市の指定する請求書を作成し、広島市へ提出する。
- (3) 不備等により広島市から返戻された帳票を実施医療機関へ送付する。
- (4) 広島市が作成した振込明細書を実施医療機関へ送付する。



60歳から64歳の方で新型コロナウイルス感染症定期接種に該当する方の判断基準

1 心臓機能障害

- (1) 次のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自己周辺の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返しアダムスストークス発作が起こるもの。
- ア 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの
 - イ 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
 - ウ 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - エ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - オ 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
 - カ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
 - キ 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの
 - ク 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導（ただしV₁を除く。）のいずれかのTが逆転した所見があるもの
- (2) ペースメーカーを植え込み、自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの。

2 腎臓機能障害

腎臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランス値が10mL/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dL以上であって、かつ、自己の周辺の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。

3 呼吸器機能障害

予測肺活量1秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため予測肺活量1秒率の測定ができないもの、予測肺活量1秒率が20以下のもの又は動脈血O₂分圧が50Torr以下のもの。

予測肺活量1秒率とは、1秒量（最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長で正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

4 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの。

- (1) CD4陽性Tリンパ球数が200/μL以下で、次の項目（ア～シ）のうち6項目以上が認められるもの。
- ア 白血球数について3,000/μL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - イ Hb量について男性12g/dL未満、女性11g/dL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - ウ 血小板数について10万/μL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - エ ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/mL以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - オ 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
 - カ 健常時に比し10%以上の体重減少がある
 - キ 月に7日以上不定の発熱（38℃以上）が2か月以上続く
 - ク 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
 - ケ 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - コ 口腔内カンジダ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
 - サ 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - シ 軽作業を越える作業の回避が必要である
- (2) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。

予防接種法施行規則該当者確認書（新型コロナウイルス感染症定期接種用）

| | | | | | | |
|------|-----|---|---|----|-------|-----|
| 住所 | 広島市 | 区 | 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 氏名 | | | | | 性別 | 男・女 |
| 生年月日 | 昭和 | 年 | 月 | 日生 | （満 歳） | |

上記の者については、下記の症状があるため、60歳～64歳の新型コロナウイルス感染症定期接種の該当者と認めます。（該当する番号に○）

医療機関所在地

医療機関名称

医師氏名

㊞

（所在地、名称、氏名についてはゴム印でかまいませんが、必ず押印してください。）

1 心臓機能障害

- (1) 次のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自身辺の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返しアダムスストークス発作が起こるもの
- ア 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの
 - イ 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
 - ウ 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - エ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - オ 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
 - カ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
 - キ 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの
 - ク 心電図で第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導(ただしV₁を除く。)のいずれかのTが逆転した所見があるもの
- (2) ペースメーカーを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの

2 腎臓機能障害

腎臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10mL/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dL以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの

3 呼吸器機能障害

予測肺活量1秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強い歩行がほとんどできないもの呼吸障害のため予測肺活量1秒率の測定ができないもの、予測肺活量1秒率が20以下のもの又は動脈血O₂分圧が50Torr以下のもの。

予測肺活量1秒率とは、1秒量（最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長で正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

4 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの

- (1) CD4陽性Tリンパ球数が200/μL以下で、次の項目（ア～シ）のうち6項目以上が認められるもの。
- ア 白血球数について3,000/μL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - イ Hb量について男性12g/dL未満、女性11g/dL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - ウ 血小板数について10万/μL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - エ ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/mL以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - オ 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
 - カ 健常時に比し10%以上の体重減少がある
 - キ 月に7日以上不定の発熱（38℃以上）が2か月以上続く
 - ク 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
 - ケ 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - コ 口腔内カンジダ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
 - サ 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - シ 軽作業を越える作業の回避が必要である
- (2) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの

自己負担金免除対象者の確認書類

1 自己負担金免除対象者

- (1) 生活保護世帯に属する方
- (2) 市民税の所得割非課税世帯に属する方
(住民票上の世帯全員が市民税の所得割が非課税であること)

2 確認書類

| 区分 | | 確認書類 | |
|-----|----------------------------------|------|--|
| (1) | 生活保護世帯に属する方 | A | 被保護者証明書（夜間・休日等受診用）【空色】 |
| (2) | 市民税の所得割非課税世帯に属する方 (右のいずれかの書類) | B | 市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書 (世帯全員分が必要) |
| | | C | 介護保険料納入通知書【薄い水色】 ※所得段階が第1～3段階のもので、令和7年8月1日以降に送付されたもの。所得段階が第4段階以上の場合は他の書類を使用してください。 ※自己負担金免除確認書類としての再発行はできませんので、紛失等された場合は他の書類を使用してください。 |
| | | D | 後期高齢者医療資格確認書【橙色】 ※適用区分の欄に「区Ⅰ」または「区Ⅱ」の記載があるものに限り ます（自己負担限度額等の適用区分は、任意記載事項であるため、被保険者からの申請がない場合、記載がありません。任意記載事項の記載された資格確認書の交付を受けるには、お住まいの区福祉課へ申請が必要です。）。 ○オンライン資格確認により、上記について確認が可能です。 被接種者の自己負担限度額の区分が「低所得者Ⅰ（区Ⅰ）」または「低所得者Ⅱ（区Ⅱ）」である場合は、自己負担金免除者として取り扱うことができます。 |
| | | E | 介護保険特定負担限度額認定証【ピンク色】 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証) |
| | | F | 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証【オレンジ色】 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証) |
| | | G | 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証【空色】 |
| | | H | 中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証【白色】 |

※身体障害者手帳は、60歳から64歳の方で定期接種対象者に該当するかどうか確認するためのものであり、自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。

※国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証は、同一世帯に世帯主及び国民健康保険加入者以外の課税者がいる可能性があるため、自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。

※後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は、新規発行が終了し、発行済の認定証は有効期限が最長で令和7年7月31日までのため、令和7年8月1日以降は自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。